

## 別表15 所定の感染症

所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	U04

## 別表16 対象となる抗がん剤

対象となる抗がん剤とは、厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

## (1) 次のいずれかの医薬品

アクチノマイシンD	クラドリピン
アクリルピシリン塩酸塩	クロルマジノン酢酸エステル
アセグラトン	ゲフィチニブ
アナストロゾール	ゲムシタビン塩酸塩
アムルピシリン塩酸塩	ゲムツズマブオゾガマイシン
イダルピシリン塩酸塩	ゴセレリン酢酸塩
イットリウム (90Y) イブリツモマブチウキセタン	サリドマイド
イホスファミド	三酸化ヒ素
イマチニブメシル酸塩	シクロホスファミド水和物
イリノテカン塩酸塩水和物	シスプラチン
インターフェロンアルファ (BALL-1)	シゾフィラン
インターフェロンアルファ (NAMALWA)	シタラビン
インターフェロンアルファ-2b	シタラビンオクホスファート水和物
インターフェロンベータ	ジノスタチンスチマラマー
インターフェロンガンマ-1a	スニチニブリンゴ酸塩
ウベニメクス	セツキシマブ
エキセメスタン	セルモロイキン
エストラムスチンリン酸エステルナトリウム水和物	ソブゾキサン
エチニルエストラジオール	ソラフェニブトシル酸塩
エトボシド	ダウノルピシリン塩酸塩
エノシタビン	ダカルバジン
エピルピシリン塩酸塩	ダサチニブ水和物
エベロリムス	タミバロテン
L-アスパラギナーゼ	タモキシフェンクエン酸塩
エルロチニブ塩酸塩	タラボルフィンナトリウム
塩化ストロンチウム	チオテパ
オキサリプラチン	テガフル
オクトレオチド酢酸塩	テガフル・ウラシル
カペシタビン	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム
カルボプラチン	テセロイキン
かわらたけ多糖体	テムシロリムス
乾燥BCG (コンノート株)	テモゾロミド
乾燥BCG (日本株)	ドキシフルリジン

ドキシソルビシン塩酸塩	ペメトレキセドナトリウム水和物
ドセタキセル水和物	ベンダムスチン塩酸塩
トラスツズマブ	ペントスタチン
トレチノイン	ホリナートカルシウム
トレミフェンクエン酸塩	ボルテゾミブ
ニムスチン塩酸塩	ポルフィマーナトリウム
ニロチニブ塩酸塩水和物	マイトマイシンC
ネダプラチン	ミトキサントロン塩酸塩
ネララビン	ミトタン
ノギテカン塩酸塩	ミリプラチン水和物
パクリタキセル	無水エタノール（エタノールの局所注入の場合に限る。）
パニツムマブ	メチルテストステロン
ビカルタミド	メトトレキサート
ヒドロキシカルバミド	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル
ビノレルビン酒石酸塩	メピチオスタン
ピラルビシン	メルカプトプリン水和物
ピンクリスチン硫酸塩	メルファラン
ビンデシン硫酸塩	溶連菌抽出物
ビンブラスチン硫酸塩	ラニムスチン
ブスルファン	ラパチニブトシル酸塩水和物
フルオロウラシル	リユープロレリン酢酸塩
フルタミド	リツキシマブ
フルダラビンリン酸エステル	レトロゾール
ブレオマイシン塩酸塩	レナリドミド水和物
プロカルバジン塩酸塩	レボホリナートカルシウム
ベバシズマブ	レンチナン
ペプロマイシン硫酸塩	

## (2) 次の①～③のすべての条件を満たす医薬品

- ① 平成23年1月1日以後に、その製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けたこと。
- ② 前①の承認申請にかかる効能または効果に、被保険者が診断確定されたがんの治療が含まれ、かつ、その効能または効果が厚生労働大臣により認められたこと。
- ③ 総務大臣が定める日本標準商品分類において「8742腫瘍用薬」に分類されること。